

厚木市特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び内閣府告示で定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（以下「告示」という。）の規定に基づき、本市が設置する特定教育・保育施設に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法及び告示において使用する用語の例による。

(対象施設)

第3条 この基準に定める公定価格は、厚木市立保育所設置条例（昭和30年厚木市条例第59号）第2条に規定する本市が設置する保育所に対して適用するものとする。

(公定価格)

第4条 公定価格は、告示第2条及び第3条に定める基準をもってその基準とする。ただし、基本加算部分及び特定加算部分は、別表に掲げる項目のみ加算の対象とする。

附 則

この基準は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年3月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区分	項目
基本加算部分	副食費徴収免除加算
特定加算部分	主任保育士専任加算
	事務職員雇上費加算
	冷暖房費加算

備考 主任保育士専任加算及び事務職員雇上費加算における処遇改善等加算は、公定価格の対象から除外する。